

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項							
第1編 共通編-1 目次					第1編 共通編-1 目次					1-1-5 工事実績情報システム（コリンズ）への登録	最新の運用に基づき改定					
1	1	1	2	22	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、土木工事書類の簡素化から定められた書面については署名または押印がなくても有効とする。 （1）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し替える。 （2）電子納品を行う場合は、別途監督員と協議する。					（削除）	重複のため削除					
1	1	1	2	23	1	1	1	2	22	連絡	連絡	改定に伴う移動				
1	1	1	2	24	1	1	1	2	23	納品	納品	改定に伴う移動				
1	1	1	2	25	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。					1	1	1	2	24	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 <b>なお、電子納品を行う場合は別途監督員と協議する。</b>	改定に伴う修正
1	1	1	2	26	情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しない。					1	1	1	2	25	情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しない。	改定に伴う移動
1	1	1	2	27	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については署名または押印がなくても有効とする。					1	1	1	2	26	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、 <b>土木工事書類の簡素化から定められた書面及び</b> 情報共有システムを用いて作成され、 <b>指示、承諾、協議、提出、報告、通知</b> が行われた工事帳票については署名または押印がなくても有効とする。	改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	2	28	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	1	1	1	2	27	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年1月30日 国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	2	29	工事帳票	1	1	1	2	28	工事帳票	改定に伴う移動
1	1	1	2	30	工事書類	1	1	1	2	29	工事書類	改定に伴う移動
1	1	1	2	31	契約関係書類	1	1	1	2	30	契約関係書類	改定に伴う移動
1	1	1	2	32	工事監理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事監理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。	1	1	1	2	31	工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。	改定に伴う修正
1	1	1	2	33	工事完成図書	1	1	1	2	32	工事完成図書	改定に伴う移動
1	1	1	2	34	電子成果品	1	1	1	2	33	電子成果品	改定に伴う移動
1	1	1	2	35	工事関係書類	1	1	1	2	34	工事関係書類	改定に伴う移動
1	1	1	2	36	確認	1	1	1	2	35	確認	改定に伴う移動
1	1	1	2	37	立会	1	1	1	2	36	立会	改定に伴う移動
1	1	1	2	38	段階確認	1	1	1	2	37	段階確認	改定に伴う移動
1	1	1	2	39	工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	1	1	1	2	38	工事検査とは、検査員が契約書第31条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	改定に伴う修正
1	1	1	2	40	技術検査	1	1	1	2	39	技術検査	改定に伴う移動
1	1	1	2	41	検査員	1	1	1	2	40	検査員	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条		項	新条文
1	1	1	2	42	同等以上の品質	1	1	1	2	41	同等以上の品質	改定に伴う移動
1	1	1	2	43	工期	1	1	1	2	42	工期	改定に伴う移動
1	1	1	2	44	工事開始日	1	1	1	2	43	工事開始日	改定に伴う移動
1	1	1	2	45	工事着手	1	1	1	2	44	工事着手	改定に伴う移動
1	1	1	2	46	工事	1	1	1	2	45	工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	47	本体工事	1	1	1	2	46	本体工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	48	仮設工事	1	1	1	2	47	仮設工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	49	工事区域	1	1	1	2	48	工事区域	改定に伴う移動
1	1	1	2	50	現場	1	1	1	2	49	現場	改定に伴う移動
1	1	1	2	51	S I	1	1	1	2	50	S I	改定に伴う移動
1	1	1	2	52	現場発生品	1	1	1	2	51	現場発生品	改定に伴う移動
1	1	1	2	53	JIS規格	1	1	1	2	52	JIS規格	改定に伴う移動
1	1	1	5	0	コリンズ (CORINS) への登録	1	1	1	5	0	工事实績情報システム (コリンズ) への登録	最新の運用に基づき改定

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	5	1	<p>受注者は、発注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、<b>工事実績情報サービス（CORINS）</b>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を<b>作成し</b>、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容に変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。<b>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</b>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、<b>速やかに監督員に提示しなければならない。</b>なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の<b>提示</b>を省略できる。</p>	1	1	1	5	1	<p>受注者は、発注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、<b>工事実績情報システム（コリンズ）</b>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として<b>作成した</b>「登録のための確認のお願い」を<b>コリンズから監督員にメールし</b>、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容に変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。<b>なお、受注時登録は、入札情報サービス（PPI）の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。</b>登録対象は、工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<b>コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</b>なお、変更時と完了時の間が10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に満たない場合は、変更時の<b>登録申請</b>を省略できる。また、<b>本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</b></p>	最新の運用に基づき改定
1	1	1	8	1	<p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<b>契約書に定める工事始期日以降30日以内に</b>工事に着手しなければならない。</p>	1	1	1	8	1	<p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<b>工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、</b>工事着手しなければならない。</p>	最新の運用に基づき改定

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成30年3月9日改正 建業第302号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成31年4月1日改正 建業第11号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成30年3月9日改正 建業第302号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成31年4月1日改正 建業第11号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	12	5	（2）補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者を兼ねること禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	1	1	1	12	5	（2）補助技術者の配置 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者若しくは監理技術者資格を有する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、 <b>専門技術者</b> 及び補助技術者を兼ねること禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。	誤記の修正
1	1	1	18	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	18	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	最新の運用に基づき改定

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	18	8	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	18	8	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	23	5	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	23	5	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	最新の運用に基づき改定
1	1	1	26	13	監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	監督員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	29	1	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。	1	1	1	29	1	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。	最新の運用に基づき改定

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型 <b>建機</b> （以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型 <b>建設機</b> （以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。 表1-3（省略）	1	1	1	32	12	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。 表1-3（省略）	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(1) 地方自治法（平成25年4月改正法律第6号）	1	1	1	34	1	(1) 地方自治法（平成30年12月改正法律第102号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(2) 建設業法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(2) 建設業法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(4) 労働基準法（平成27年5月改正法律第31号）	1	1	1	34	1	(4) 労働基準法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）	1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(6) 作業環境測定法（平成26年6月改正法律第82号）	1	1	1	34	1	(6) 作業環境測定法（平成29年5月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(7) じん肺法（平成26年6月改正法律第82号）	1	1	1	34	1	(7) じん肺法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法（平成28年6月改正法律第63号）	1	1	1	34	1	(8) 雇用保険法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法（平成27年5月改正法律第17号）	1	1	1	34	1	(9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正法律第31号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（平成28年12月改正法律第114号）	1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（平成30年7月改正法律第79号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（平成28年6月改正法律第66号）	1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正法律第89号）	1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(14) 道路法（平成28年3月改正法律第19号）	1	1	1	34	1	(14) 道路法（平成30年3月改正法律第6号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）	1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(16) 道路運送法（平成28年12月改正法律第106号）	1	1	1	34	1	(16) 道路運送法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法（平成28年11月改正法律第86号）	1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法（平成29年5月改正法律第40号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(19) 地すべり等防止法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(21) 河川法（平成27年5月改正法律第22号）	1	1	1	34	1	(21) 河川法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(22) 海岸法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(22) 海岸法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	(23) 港湾法（平成28年5月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(23) 港湾法（平成29年6月改正法律第55号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(24) 港則法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	34	1	(24) 港則法（平成29年6月改正法律第55号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(28) 航空法（平成28年5月改正法律第51号）	1	1	1	34	1	(28) 航空法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(30) 軌道法（平成18年3月改正法律第19号）	1	1	1	34	1	(30) 軌道法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(31) 森林法（平成28年5月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	(31) 森林法（平成30年6月改正法律第35号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(32) 環境基本法（平成26年5月改正法律第46号）	1	1	1	34	1	(32) 環境基本法（平成30年6月改正法律第50号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法（平成27年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(36) 水質汚濁防止法（平成28年5月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	(36) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正法律第58号）	1	1	1	34	1	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正法律第61号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法（平成30年6月改正法律第42号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(42) 電気事業法（平成28年6月改正法律第59号）	1	1	1	34	1	(42) 電気事業法（平成30年6月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(43) 消防法（平成27年9月改正法律第66号）	1	1	1	34	1	(43) 消防法（平成30年6月改正法律第67号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(44) 測量法（平成23年6月改正法律第61号）	1	1	1	34	1	(44) 測量法（平成29年5月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（平成28年6月改正法律第72号）	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（平成30年6月改正法律第67号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(46) 都市公園法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(46) 都市公園法（平成29年5月改正法律第26号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(48) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正法律第51号）	1	1	1	34	1	(48) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(49) 駐車場法（平成23年12月改正法律第122号）	1	1	1	34	1	(49) 駐車場法（平成29年5月改正法律第26号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正法律第73号）	1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(53) 船員法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(53) 船員法（平成30年6月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(54) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(54) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正法律第59号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(55) 船舶安全法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(55) 船舶安全法（平成29年5月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(62) 漁業法（平成28年5月改正法律第51号）	1	1	1	34	1	(62) 漁業法（平成30年7月改正法律第75号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（平成28年12月改正法律第114号）	1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(69) 職業安定法（平成28年5月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	(69) 職業安定法（平成30年7月改正法律第71号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（平成28年11月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	(70) 所得税法（平成30年6月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（平成28年12月改正法律第114号）	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（平成29年6月改正法律第52号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(73) 著作権法（平成28年5月改正法律第51号）	1	1	1	34	1	(73) 著作権法（平成30年7月改正法律第72号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(74) 電波法（平成27年5月改正法律第26号）	1	1	1	34	1	(74) 電波法（平成30年5月改正法律第24号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正法律第17号）	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正法律第45号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(77) 農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(77) 農薬取締法（平成30年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(78) 毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正法律第50号）	1	1	1	34	1	(78) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号）	1	1	1	34	1	(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月法律第56号）	1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(81) 警備業法（平成23年6月改正法律第61号）	1	1	1	34	1	(81) 警備業法（平成30年5月改正法律第33号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正法律第41号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正法律第67号）	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	39	3	1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年5月27日改正法律第51号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	45	2	1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	基準類の改定に伴う修正
1	2	4	1	3	1	2	4	1	3	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路示方書・同解説 IV下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物と の取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物と の取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	誤字の修正
1	3	1	0	4	1	3	1	0	4	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	1	1	3	2	0	1	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成21年9月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年9月）	基準類の改定に伴う修正
					1	3	2	0	1	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）		基準類の改定に伴う修正
					1	3	2	0	1	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）		基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
					1	3	2	0	1	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月）	基準類の改定に伴う修正	
					1	3	2	0	1	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月）	基準類の改定に伴う修正	
					1	3	2	0	1	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン 検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）	基準類の改定に伴う修正	
1	3	2	0	3	1	3	2	0	3	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	1	1	3	5	4	1	（1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。	（1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の許容値を記録しておかなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	（3）計量誤差は、1回計量分に対し、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	（3）計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	（4）連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	（4）連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	1	3	5	4	2	表3-2 計量の許容誤差（表題）	表3-2 計量値の許容差（表題）	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	3	6	4	12	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートを付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	1	3	6	4	12	受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートを付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	4	16	受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスパーサを可能なかぎり取りのぞかなければならない。							実態に合わせ削除
1	3	6	4	17	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	1	3	6	4	16	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	改定に伴う移動
1	3	6	4	18	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	1	3	6	4	17	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	改定に伴う移動
1	3	6	4	19	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	1	3	6	4	18	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	改定に伴う移動
1	3	6	4	20	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。	1	3	6	4	19	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。	改定に伴う移動
1	3	6	4	21	受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余堀が著しい場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。	1	3	6	4	20	受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余堀が著しい場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	3	6	5	2	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	1	3	6	5	2	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	6	2	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、ダンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	1	3	6	6	2	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、ダンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	1	打継目の位置及び構造は、契約図書の定めによる。ただし、受注者は、やむを得ず契約図書で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	打継目の位置及び構造は、契約図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図書で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	2	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7	2	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、P C鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	3	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	1	3	6	7	3	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査したうえで実施する。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	8	伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10mとする。	1	3	6	7	8	伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10mとする。	基準類の改定に伴う修正
1	3	6	9	1	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部材に応じた適切な方法により養生しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	3	6	9	2	1	3	6	9	2	受注者は、打込み後のコンクリートをその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常コンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。 なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	7	3	3	1	3	7	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会 平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	7	4	2	1	3	7	4	2	受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （1）受注者は、契約図書に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図書に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 （2）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項				
						1	3	7	4	2		(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	3	7	5	2	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。		基準類の改定に伴う修正
1	3	7	5	3	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。		基準類の改定に伴う修正
1	3	7	5	5	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。		基準類の改定に伴う修正



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																																																							
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																								
1	3	7	6	4	受注者は、 <b>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げる</b> とともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	受注者は、 <b>圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</b>	基準類の改定に伴う修正																																																					
1	3	7	6	5	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。	1	3	7	6	5	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき <b>ま</b> は2mm以下とする。	基準類の改定に伴う修正																																																					
1	3	7	6	5	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <b>遮へいした</b> 場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	5	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <b>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された</b> 場合は作業を行うことができる。	基準類の改定に伴う修正																																																					
1	3	10	3	5	<p>表3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th> <th>混合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">構造物の露出状態</td> <td rowspan="2">(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	断面	セメントの種類	普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合 セメントB種	構造物の露出状態	(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	1	3	10	3	5	<p>表3-4 寒中コンクリートの<b>温度制御養生期間</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</td> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	基準類の改定に伴う修正
断面	セメントの種類	普通の場合																																																															
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	混合 セメントB種																																																													
構造物の露出状態	(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日																																																												
		10℃	7日	4日	9日																																																												
	(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日																																																												
		10℃	3日	2日	4日																																																												
養生温度	セメントの種類																																																																
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																														
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																												
		10℃	7日	4日	9日																																																												
	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																												
		10℃	3日	2日	4日																																																												
1	3	11	2	5	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <b>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</b> 型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																																					
1	3	13	3	3	(2) <b>計量誤差</b> は、1バッチ計量分に対し、「表3-5 <b>計量の許容誤差</b> （水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	(2) <b>計量値の許容差</b> は、1バッチ計量分に対し、「表3-5 <b>計量値の許容差</b> （水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																					
1	3	13	3	3	表3-5 <b>計量の許容誤差</b> （水中分離性コンクリート）（表題）	1	3	13	3	3	表3-5 <b>計量値の許容差</b> （水中分離性コンクリート）（表題）	基準類の改定に伴う修正																																																					

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	3	13	4	3		1	3	13	4	3	（6）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。  （6）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 <b>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
2	2	5	7	1		2	2	5	7	1	JIS Z 3352（サブマージアーク溶接フラックス）  JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	4		2	2	6	1	4	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。  受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	7		2	2	6	1	7	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。  受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	9		2	2	6	1	9	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。  受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。</b>	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																																																																																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																			
2	2	6	2	3	2	2	6	2	3	基準類の改定に伴う修正																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</th> </tr> <tr> <th>品質</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積<math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td colspan="2">2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリ工法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 <math>\text{J}/\text{g}</math></td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td colspan="2">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 仰 黄 %</td> <td colspan="2">3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量 %</td> <td colspan="2">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全 ア ル カ リ ( <math>\text{Na}_2\text{Oeq}</math> ) %</td> <td colspan="2">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン %</td> <td colspan="2">0.035 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（<math>\text{Na}_2\text{Oeq}</math>）の値を0.6%以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>					表2-19 普通ポルトランドセメントの品質			品質	規格		比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上		凝結h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチリ工法 mm	10以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下		三 酸 化 仰 黄 %	3.5 以下		強 熱 減 量 %	5.0 以下		全 ア ル カ リ ( $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ) %	0.75 以下		塩 化 物 イ オ ン %	0.035 以下		(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（ $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ）の値を0.6%以下とする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</th> </tr> <tr> <th>品質</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積<math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td colspan="2">2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結h</td> <td>始発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリ工法 mm</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 <math>\text{J}/\text{g}</math></td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>酸化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td colspan="2">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 仰 黄 %</td> <td colspan="2">3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量 %</td> <td colspan="2">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全 ア ル カ リ ( <math>\text{Na}_2\text{Oeq}</math> ) %</td> <td colspan="2">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン %</td> <td colspan="2">0.035 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（<math>\text{Na}_2\text{Oeq}</math>）の値を0.6%以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>					表2-19 普通ポルトランドセメントの品質			品質	規格		比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上		凝結h	始発	1 以上	終結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチリ工法 mm	10以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下		三 酸 化 仰 黄 %	3.5 以下		強 熱 減 量 %	5.0 以下		全 ア ル カ リ ( $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ) %	0.75 以下		塩 化 物 イ オ ン %	0.035 以下		(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（ $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ）の値を0.6%以下とする。			
表2-19 普通ポルトランドセメントの品質																																																																																																												
品質	規格																																																																																																											
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上																																																																																																											
凝結h	始発	1 以上																																																																																																										
	終結	10 以下																																																																																																										
安定性	バット法	良																																																																																																										
	ルシャチリ工法 mm	10以下																																																																																																										
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上																																																																																																										
	7 d	22.5 以上																																																																																																										
	28d	42.5 以上																																																																																																										
水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	350 以下																																																																																																										
	28d	400 以下																																																																																																										
酸化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下																																																																																																											
三 酸 化 仰 黄 %	3.5 以下																																																																																																											
強 熱 減 量 %	5.0 以下																																																																																																											
全 ア ル カ リ ( $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ) %	0.75 以下																																																																																																											
塩 化 物 イ オ ン %	0.035 以下																																																																																																											
(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（ $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ）の値を0.6%以下とする。																																																																																																												
表2-19 普通ポルトランドセメントの品質																																																																																																												
品質	規格																																																																																																											
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$	2,500 以上																																																																																																											
凝結h	始発	1 以上																																																																																																										
	終結	10 以下																																																																																																										
安定性	バット法	良																																																																																																										
	ルシャチリ工法 mm	10以下																																																																																																										
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上																																																																																																										
	7 d	22.5 以上																																																																																																										
	28d	42.5 以上																																																																																																										
水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する																																																																																																										
	28d	測定値を報告する																																																																																																										
酸化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下																																																																																																											
三 酸 化 仰 黄 %	3.5 以下																																																																																																											
強 熱 減 量 %	5.0 以下																																																																																																											
全 ア ル カ リ ( $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ) %	0.75 以下																																																																																																											
塩 化 物 イ オ ン %	0.035 以下																																																																																																											
(注) 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（ $\text{Na}_2\text{Oeq}$ ）の値を0.6%以下とする。																																																																																																												
2	2	6	3	5	2	2	6	3	5	基準類の改定に伴う修正																																																																																																		
急結剤は、「コンクリート標準示方書（基準編）JSCE-D102-2013吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 平成25年11月）の規格に適合するものとする。					急結剤は、「コンクリート標準示方書（ <b>規</b> 準編）JSCE-D102- <b>2018</b> 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 <b>平成30年10月</b> ）の規格に適合するものとする。																																																																																																							
2	2	7	1	3	2	2	7	1	3	基準類の改定に伴う修正																																																																																																		
受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ <b>骨材</b> 反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。					受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ <b>シリカ</b> 反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。																																																																																																							
2	2	8	3	1	2	2	8	3	1	基準類の改定に伴う修正																																																																																																		
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <b>平成28年11月改正政令第343号</b> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。					再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <b>平成30年6月改正政令第184号</b> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。																																																																																																							

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
2	2	12	1	1	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標識板 (以下省略)	2	2	12	1	1	標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 (以下省略)	基準類の改定に伴う修正
2	2	13	5	3	陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。	2	2	13	5	3	陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
2	2	13	10	1	車止めの材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。	2	2	13	10	1	車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	1	1	15	3	契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第1編の提出すべき主な書類は下記のものとし、「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 (1) 施工計画書 (2) 材料検査簿 (3) 段階確認書 (4) 確認・立会願 (5) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） (6) 工事記録簿 (7) 品質管理図表 (8) 出来形管理図表 (9) 施工体制台帳及び施工体系図 (10) 各編において規定する各種台帳	3	1	1	15	3	契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第1編の提出すべき主な書類は下記のものとし、「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 (1) 施工計画書 (2) 材料検査簿 (3) 段階確認書 (4) 確認・立会願 (5) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） (6) 品質管理図表 (7) 出来形管理図表 (8) 施工体制台帳及び施工体系図 (9) 各編において規定する各種台帳	最新の運用に基づき改定
3	1	1	15	4	受注者は、「工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「静岡県電子納品運用ガイドライン」により、監督員と協議のうえ電子化の範囲等を決定しなければならない。	3	1	1	15	4	受注者は、「工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」により、監督員と協議のうえ電子化の範囲等を決定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
										受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（静岡県交通基盤部）の第118条成果品の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	最新の運用に基づき改定	
3	2	2	0	0	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	3	2	2	0	0	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成25年11月）	3	2	2	0	0	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	4	（2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の275 g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	（2）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275 g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
										（7）鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	基準類の改定に伴う修正	
3	2	3	2	5	（2）受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	3	2	5	（2）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	3	2	6	(1) 反射体 ②受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$ ただし、 $x$ 、 $y$ はJIS Z 8781-3（測色－第三部：CIE三刺激値）の色度座標である。	3	2	3	2	6	(1) 反射体 ②受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$ ただし、 $x$ 、 $y$ はJIS Z 8781-3（測色－第3部：CIE三刺激値）の色度座標である。	誤字の修正
3	2	3	6	10	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、 <b>グラインダー</b> などで表面を滑らかにしなければならない。	3	2	3	6	10	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、 <b>グラインダ</b> などで表面を滑らかにしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	12	2	(3) コンクリートの施工について、以下の事項に従わなければならない。 2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。	3	2	3	12	2	(3) コンクリートの施工について、以下の事項に従わなければならない。 2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。 <b>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
						3	2	3	13	1	<b>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	4	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ①グラウトに用いるセメントは、JISR5210（ポルトランドセメント）に適合する <b>普通ポルトランドセメント</b> を標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	3	2	3	13	4	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。 ①グラウトに用いるセメントは、JISR5210（ポルトランドセメント）に適合する <b>ポルトランドセメント</b> を標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	4	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、 <b>5℃</b> 以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	2	3	13	4	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、 <b>+5℃</b> 以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	3	13	7	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	7	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	7	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	2	3	13	7	(2) 使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	7	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	3	2	3	13	7	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	7	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	3	2	3	13	7	(4) プレグラウトされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会 平成25年11月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会 平成30年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	2	表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準						(削除)	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由																																							
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																								
3	2	3	14	2	(3) プレキャストブロックの接合にあたっては、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	3	2	3	14	2	(3) プレキャストブロックの連結にあたっては、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																							
3	2	3	14	2	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	3	2	3	14	2	(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																							
3	2	3	23	1	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2-4に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	3	2	3	23	1	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2-3に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	改定に伴う移動																																							
3	2	3	23	1	(2) 接触面を塗装する場合は、表2-5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3	2	3	23	1	(2) 接触面を塗装する場合は、表2-4に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	改定に伴う移動																																							
3	2	3	23	1	表2-4 すべり係数	3	2	3	23	1	表2-3 すべり係数	改定に伴う移動																																							
3	2	3	23	1	表2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	3	2	3	23	1	表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	改定に伴う移動																																							
3	2	3	23	4	(2) 摩擦接合ボルトを表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	3	2	3	23	4	(2) 摩擦接合ボルトを表2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	改定に伴う移動																																							
3	2	3	23	4	<p style="text-align: center;"><b>表2-6 設計ボルト軸内(kN)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	3	2	3	23	4	<p style="text-align: center;"><b>表2-5 設計ボルト軸力(kN)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 2px solid red;">S14T</td> <td style="border: 2px solid red;">M22</td> <td style="border: 2px solid red;">299</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">M24</td> <td style="border: 2px solid red;">349</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	基準類の改定に伴う修正
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																	
F8T B8T	M20	133																																																	
	M22	165																																																	
	M24	192																																																	
F10T S10T B10T	M20	165																																																	
	M22	205																																																	
	M24	238																																																	
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																	
F8T B8T	M20	133																																																	
	M22	165																																																	
	M24	192																																																	
F10T S10T B10T	M20	165																																																	
	M22	205																																																	
	M24	238																																																	
S14T	M22	299																																																	
	M24	349																																																	



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																											
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																												
3	2	3	23	4	(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力は、締付以前に一つの製造ロットから5組の <b>共試</b> セットを無行為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は <b>表2-7</b> 及び <b>表2-8</b> に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならない。	3	2	3	23	4	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の <b>供試</b> セットを無行為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は <b>表2-6</b> 及び <b>表2-7</b> に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。	改定に伴う移動																									
3	2	3	23	4	<p><b>表2-7 常温時(10℃～30℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172～202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212～249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247～290</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	3	2	3	23	4	<p><b>表2-6 常温時(10℃～30℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172～202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212～249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247～290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311～373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363～435</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S10T	M20	172～202	M22	212～249	M24	247～290	S14T	M22	311～373	M24	363～435	基準類の改定に伴う修正
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																																			
S10T	M20	172～202																																			
	M22	212～249																																			
	M24	247～290																																			
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																																			
S10T	M20	172～202																																			
	M22	212～249																																			
	M24	247～290																																			
S14T	M22	311～373																																			
	M24	363～435																																			
3	2	3	23	4	<p><b>表2-8 常温時以外(0℃～10℃、30℃～60℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	3	2	3	23	4	<p><b>表2-7 常温時以外(0℃～10℃、30℃～60℃)の締付けボルト軸力の平均値</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299～391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349～457</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	S14T	M22	299～391	M24	349～457	基準類の改定に伴う修正
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																																			
S10T	M20	167～211																																			
	M22	207～261																																			
	M24	241～304																																			
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																																			
S10T	M20	167～211																																			
	M22	207～261																																			
	M24	241～304																																			
S14T	M22	299～391																																			
	M24	349～457																																			
3	2	3	23	4	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、 <b>表2-9</b> に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	23	4	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、 <b>表2-8</b> に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	改定に伴う移動																									
3	2	3	23	4	<b>表2-9</b> 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	3	2	3	23	4	<b>表2-8</b> 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	改定に伴う移動																									
3	2	3	26	5	受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。						(削除)	重複により削除																									

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
3	2	3	26	6	受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	7	かごマットの厚さが、30cmを使用する場合には、かごマットの網目から中詰め用ぐり石が抜け出ないようにしなければならない。						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	8	かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻きつけた形状で、先端末は内部に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	9	かごマットの連結の方法はコイル式とし、表1-9のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内側に向けるものとする。						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	9	表2-10 連結コイル線						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	10	鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。						(削除)	重複により削除
3	2	3	26	11	受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。	3	2	3	26	5	受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。	改定に伴う移動
3	2	3	26	12	受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。	3	2	3	26	6	受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。	改定に伴う移動
3	2	3	26	13	受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。	3	2	3	26	7	受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	3	31	9	受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は表2-11に示すとおりである。	3	2	3	31	9	受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は表2-9に示すとおりである。	改定に伴う移動
3	2	3	31	9	表2-11 塗装禁止条件	3	2	3	31	9	表2-9 塗装禁止条件	改定に伴う移動
3	2	3	32	1	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技术基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。	3	2	3	32	1	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技术基準（案）」（国土交通省、平成21年4月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	32	3	表2-12 要求性能の確認方法	3	2	3	32	3	表2-10 要求性能の確認方法	改定に伴う移動
3	2	3	32	6	連結の方法はコイル式とし表2-13のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	3	2	3	32	6	連結の方法はコイル式とし表2-11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	改定に伴う移動
3	2	3	32	6	表2-13 連結コイル線	3	2	3	32	6	表2-11 連結コイル線	改定に伴う移動
3	2	3	32	6	表2-14 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	32	6	表2-12 線材の品質管理試験の内容	改定に伴う移動
3	2	3	33	2	袋型根固め用袋材は、表2-15に示す性能を満足することを確認しなければならない。	3	2	3	33	2	袋型根固め用袋材は、表2-13に示す性能を満足することを確認しなければならない。	改定に伴う移動
3	2	3	33	3	要求性能の確認は、表2-15に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	3	2	3	33	3	要求性能の確認は、表2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	改定に伴う移動
3	2	3	33	3	表2-15(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	33	3	表2-13(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	改定に伴う移動
3	2	3	33	3	表2-15(2) 参考資料	3	2	3	33	3	表2-13(2) 参考資料	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
3	2	4	4	11	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 <b>杭先端部及び杭周辺地盤を乱さない</b> ように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	3	2	4	4	11	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、 <b>杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留める</b> ように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	16	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <b>貧配合の安定液</b> を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	3	2	4	4	16	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 <b>セメントミルク</b> を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	21	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、 <b>表2-16</b> の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、 <b>表2-14</b> の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	改定に伴う移動
3	2	4	4	21	<b>表2-16</b> 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	<b>表2-14</b> 現場円周溶接部の目違いの許容値	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	4	4	21	(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、 <b>グラインダー</b> またはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	3	2	4	4	21	(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、 <b>グラインダ</b> またはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	25	(6) <b>既成杭工</b> の21項の(8)については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。補修方法は、 <b>表2-17</b> に示すとおり行うものとする。これ以外の場合には監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のピートの長さは40mm以上とし、補修に当っては、必要によっては、予熱等を行うものとする。	3	2	4	4	25	(6) <b>既製杭工</b> の21項の(8)については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。補修方法は、 <b>表2-15</b> に示すとおり行うものとする。これ以外の場合には監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のピートの長さは40mm以上とし、補修に当っては、必要によっては、予熱等を行うものとする。	改定に伴う移動
3	2	4	4	25	<b>表2-17</b> 現場溶接を行う全断面溶込みグループ溶接継手の放射線透過試験	3	2	4	4	25	<b>表2-15</b> 現場溶接を行う全断面溶込みグループ溶接継手の放射線透過試験	改定に伴う移動
3	2	4	5	10	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で <b>取付け</b> なければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に <b>対し</b> 500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	10	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向3m間隔程度以下で <b>取り付け</b> なければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に <b>対して</b> 500～700mmの間隔で設置するものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	5	12	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	4	5	12	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を <b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b> 行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	4	6	6	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	3	2	4	6	6	受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	6	16	グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表2-18を標準とする。	3	2	4	6	16	グラウトモルタル1m3当りの示方配合は表2-16を標準とする。	改定に伴う移動
3	2	4	6	16	表2-18 グラウトモルタルの配合比	3	2	4	6	16	表2-16 グラウトモルタルの配合比	改定に伴う移動
3	2	4	8	8	受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	3	2	4	8	8	受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	8	9	受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	3	2	4	8	9	受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	9	11	(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-19の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	9	11	(7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-17の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	改定に伴う移動
3	2	4	9	11	表2-19 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	表2-17 現場円周溶接部の目違いの許容値	改定に伴う移動
3	2	4	9	11	(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	3	2	4	9	11	(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	4	9	13	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	3	2	4	9	13	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	2	1	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第2編2-6-3アスファルト舗装の材料、第3編2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	2	6	2	1	舗装工で使用する材料については、第2編2-6-3アスファルト舗装の材料、第3編2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	重複による錯書
3	2	6	3	5	(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-20の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	5	(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-18の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	5	表2-20 下層路盤材の品質規格	3	2	6	3	5	表2-18 下層路盤材の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	3	5	(2) 下層路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	5	(2) 下層路盤材の粒度範囲は、表2-19の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	5	表2-21 下層路盤材料の品質規格	3	2	6	3	5	表2-19 下層路盤材料の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	3	6	(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有害物ごみ、その他を有害量含まず、表2-22、表2-23、表2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	6	(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、または、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有害物ごみ、その他を有害量含まず、表2-20、表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	6	表2-22 上層路盤材料の品質規格	3	2	6	3	6	表2-20 上層路盤材料の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	3	6	表2-23 上層路盤材料の品質規格	3	2	6	3	6	表2-21 上層路盤材料の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	3	6	表2-24 上層路盤材料の品質規格	3	2	6	3	6	表2-22 上層路盤材料の品質規格	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	6	3	6	(注) 表2-23、表2-24に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。	3	2	6	3	6	(注) 表2-21、表2-22に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。	改定に伴う移動
3	2	6	3	6	(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-25の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	6	(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-23の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	8	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-24、表2-25の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	8	表2-26 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	8	表2-24 鉄鋼スラグの品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	3	8	表2-27 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	8	表2-25 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	改定に伴う移動
3	2	6	3	12	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	3	2	6	3	12	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	3	17	(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-28、2-29の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	17	(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	3	18	表2-28、2-29に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	18	表2-26、表2-27に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	3	18	表2-28 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	18	表2-26 マーシャル安定度試験基準値	改定に伴う移動
3	2	6	3	18	表2-29 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	18	表2-27 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	改定に伴う移動
3	2	6	3	22	プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表2-30による。	3	2	6	3	22	プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表2-28による。	改定に伴う移動
3	2	6	3	22	表2-30	3	2	6	3	22	表2-28	改定に伴う移動



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文			
3	2	6	7	3		3	2	6	7	3	（3）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-31の規格による。ただし、これまでの実績がある場合で設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	改定に伴う移動		
3	2	6	7	3	表2-31	安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	表2-29	安定処理路盤の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	7	4		（1）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-32に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	7	4		（1）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-30に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	改定に伴う移動
3	2	6	7	4	表2-32	マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	表2-30	マーシャル安定度試験基準値	改定に伴う移動
3	2	6	7	4		（3）受注者は、舗設に先立って、（2）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2-29に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	4		（3）受注者は、舗設に先立って、（2）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2-27に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	6	7	5	(2) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-28に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	(2) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	改定に伴う移動
3	2	6	8	4	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	9	2	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	9	3	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-33の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-31の標準的性状を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	9	3	表2-33 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	表2-31 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	6	9	4	3	2	6	9	4	タクコートに用いる瀝青材は、タクコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表2-34の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表2-34の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を標準とする。	タクコートに用いる瀝青材は、タクコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表2-32の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表2-33の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を標準とする。	改定に伴う移動
3	2	6	9	4	3	2	6	9	4	表2-34 ダックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	表2-32 ダックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	
3	2	6	9	4	3	2	6	9	4	表2-35 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	表2-33 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	
3	2	6	9	5	3	2	6	9	5	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-36を標準とし、表2-37に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-34を標準とし、表2-35に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）または、公共団体等による現場配合設計結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	改定に伴う移動
3	2	6	9	5	3	2	6	9	5	表2-36 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表2-34 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	改定に伴う移動
3	2	6	9	5	3	2	6	9	5	表2-37 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表2-35 ポーラスアスファルト混合物の目標値	改定に伴う移動
3	2	6	10	1	3	2	6	10	1	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	10	2	3	2	6	10	2	表2-38 透水性アスファルト混合物（車道）の標準的な粒度範囲	表2-36 透水性アスファルト混合物（車道）の標準的な粒度範囲	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文			
3	2	6	10	2	表2-39	透水性アスファルト混合物（車道）の目標値	3	2	6	10	2	表2-37	透水性アスファルト混合物（車道）の目標値	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	(1)	フィルター層用の砂は表2-40を満足するものでなければならない。	3	2	6	10	3	(1)	フィルター層用の砂は表2-38を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	表2-40	フィルター層用砂の仕様	3	2	6	10	2	表2-38	フィルター層用砂の仕様	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	(4)	アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表2-41を満足するものでなければならない。	3	2	6	10	3	(4)	アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表2-39を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	表2-41	透水性アスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲	3	2	6	10	2	表2-39	透水性アスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	(6)	アスファルト混合物の配合設計は、表2-42を満足するものでなければならない。	3	2	6	10	3	(6)	アスファルト混合物の配合設計は、表2-40を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	10	3	表2-42	透水性アスファルト混合物（歩道等）の規格値	3	2	6	10	3	表2-40	透水性アスファルト混合物（歩道等）の規格値	改定に伴う移動
3	2	6	11	5	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。	3	2	6	11	5	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。	基準類の改定に伴う修正		
3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-43、表2-44を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表2-41、表2-42を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	11	6	表2-43	接着剤の規格（鋼床版用）	3	2	6	11	6	表2-41	接着剤の規格（鋼床版用）	改定に伴う移動
3	2	6	11	6	表2-44(1)	接着剤の規格（コンクリート床版用）	3	2	6	11	6	表2-42(1)	接着剤の規格（コンクリート床版用）	改定に伴う移動
3	2	6	11	6	表2-44(2)	シート系床版防水層（渡し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6	表2-42(2)	シート系床版防水層（渡し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	改定に伴う移動
3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-45に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-43に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	11	8	表2-45	骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	表2-43	骨材の標準粒度範囲	改定に伴う移動
3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-46に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-44に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	11	8	表2-46	標準アスファルト量	3	2	6	11	8	表2-44	標準アスファルト量	改定に伴う移動
3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-47の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-45の基準値を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由				
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文			
3	2	6	11	9	表2-47	アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	表2-45	アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	改定に伴う移動
3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-48を満足するものとする。	3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-46を満足するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	11	11	表2-48	アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	表2-46	アスファルトプラントにおける標準加熱温度	改定に伴う移動
3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-49の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-47の規格を満足するものでなければならない。	改定に伴う移動
3	2	6	11	13	表2-49	目地材の規格	3	2	6	11	13	表2-47	目地材の規格	改定に伴う移動
3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-50、表2-51の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-48、表2-49の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	改定に伴う移動
3	2	6	12	3	表2-50	安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	表2-48	安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	12	3	表2-51	安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	表2-49	安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	改定に伴う移動
3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-52に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-50に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	改定に伴う移動
3	2	6	12	4	表2-52	マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	表2-50	マーシャル安定度試験基準値	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文		
3	2	6	12	4		3	2	6	12	4	（3）受注者は、舗設に先立って、（2）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2-32に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	（3）受注者は、舗設に先立って、（2）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2-30に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式-3）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去1年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	改定に伴う移動
3	2	6	12	6		3	2	6	12	6	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-53の規格に適合するものとする。	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-51の規格に適合するものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	12	6		3	2	6	12	6	表2-53 コンクリートの配合基準	表2-51 コンクリートの配合基準	改定に伴う移動
3	2	6	12	7		3	2	6	12	7	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-54の許容誤差の範囲内とする。	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-52の許容誤差の範囲内とする。	改定に伴う移動
3	2	6	12	7		3	2	6	12	7	表2-54 計量誤差の許容値	表2-52 計量誤差の許容値	改定に伴う移動
3	2	6	12	10		3	2	6	12	10	（1）受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	（1）受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	13		3	2	6	12	13	（2）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-50、表2-51に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	（2）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-48、表2-49に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	6	12	13	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-55によるものとする。	3	2	6	12	13	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-53によるものとする。	改定に伴う移動
3	2	6	12	13	表2-55 示方配合表	3	2	6	12	13	表2-53 示方配合表	改定に伴う移動
3	2	6	12	14	(9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-56を標準とする。	3	2	6	12	14	(9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-54を標準とする。	改定に伴う移動
3	2	6	12	14	表2-56 注入目地材（加熱施工式）の品質	3	2	6	12	14	表2-54 注入目地材（加熱施工式）の品質	改定に伴う移動
3	2	7	9	1	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	3	2	7	9	1	攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。	基準類の改定に伴う修正
						3	2	7	9	6	中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	基準類の改定に伴う修正
						3	2	7	9	6	(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
						3	2	7	9	6	(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。	基準類の改定に伴う修正
						3	2	7	9	6	(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
3	2	7	9	6	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	3	2	7	9	7	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	改定に伴う移動
3	2	7	9	7	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 （以下省略）	3	2	7	9	8	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 （以下省略）	改定に伴う移動
3	2	7	9	8	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。	3	2	7	9	9	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。	改定に伴う移動
3	2	7	9	9	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9	10	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	改定に伴う移動
3	2	7	9	10	受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 （以下省略）	3	2	7	9	11	受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 （以下省略）	改定に伴う移動
3	2	12	2	3	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-57に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-55に従って設定しなければならない。	改定に伴う移動



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																											
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																												
3	2	12	2	3	3	2	12	2	3	基準類の改定に伴う修正																											
<p style="text-align: center;"><b>表2-57 溶接材料区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>					使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合		低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p style="text-align: center;"><b>表2-55 溶接材料区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>					使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合
使用区分	使用する溶接材料																																				
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																				
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																				
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																				
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																				
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																				
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																				
使用区分	使用する溶接材料																																				
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																																				
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																																				
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																				
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																				
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																				
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																				
3	2	12	2	3	3	2	12	2	3	基準類の改定に伴う修正																											
<p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。          なお、被覆アーク溶接を施工する場合で以下の項目に該当する場合は、<b>低水素系溶接棒</b>を使用するものとする。          (1) 耐候性鋼材を溶接する場合          (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合</p>					<p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。          なお、被覆アーク溶接を施工する場合で以下の項目に該当する場合は、<b>低水素系溶接材料</b>を使用するものとする。          (1) 耐候性鋼材を溶接する場合          (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合</p>																																
3	2	12	2	4	3	2	12	2	4	改定に伴う移動																											
受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-58に従って乾燥させなければならない。					受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-56に従って乾燥させなければならない。																																
3	2	12	2	4	3	2	12	2	4	改定に伴う移動																											
表2-58 溶接棒乾燥の温度と時間					表2-56 溶接棒乾燥の温度と時間																																
3	2	12	2	5	3	2	12	2	5	改定に伴う移動																											
受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-59に従って乾燥させなければならない。					受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-57に従って乾燥させなければならない。																																
3	2	12	2	5	3	2	12	2	5	改定に伴う移動																											
表2-59 フラックスの乾燥の温度と時間					表2-57 フラックスの乾燥の温度と時間																																
3	2	12	2	7	3	2	12	2	7	改定に伴う移動																											
(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2-60の基準を遵守しなければならない。					(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表2-58の基準を遵守しなければならない。																																
3	2	12	2	7	3	2	12	2	7	改定に伴う移動																											
表2-60 多液形塗料の可使時間					表2-58 多液形塗料の可使時間																																

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	12	3	1	<p>(2) 工作</p> <p>①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材についての板取りする場合は、この限りではない。</p> <p>また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	3	2	12	3	1	<p>(2) 工作</p> <p>①受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材についての板取りする場合は、この限りではない。</p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	<p>③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p>	3	2	12	3	1	<p>③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p>	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	<p>④受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p>	3	2	12	3	1	<p>④受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</p>	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	<p>⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルビー衝撃試験方法）に規定するシャルビー衝撃試験の結果が表2-61に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。</p>	3	2	12	3	1	<p>⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルビー衝撃試験方法）に規定するシャルビー衝撃試験の結果が表2-59に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%をこえない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。</p>	改定に伴う移動
3	2	12	3	1	表2-61 シャルビー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	表2-59 シャルビー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合</p> <p>3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合</p> <p>4) 鋼橋製作の実績がない場合</p> <p>5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合</p> <p>6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合</p>	<p>(4) 溶接施工試験</p> <p>①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。</p> <p>ただし、二次部材については、除くものとする。</p> <p>なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合</p> <p>2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合</p> <p>3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合</p> <p>4) 鋼橋製作の実績がない場合</p> <p>5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合</p> <p>6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合</p>	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1						<p>(7) 組立溶接</p> $P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5E$	<p>(7) 組立溶接</p> $P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5E$	誤字の修正
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接棒の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-62-2により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この予熱温度は表2-62-1とする。</p>	<p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接棒の両側100mm範囲の母材を表2-60の条件を満たす場合に限り、表2-61により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この予熱温度は表2-62とする。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成30年度版)					新条文 (令和元年度版)					改定理由																																																																																																																																																															
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																															
<p>表2-62-1 POM値と予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚(mm)</th> <th rowspan="2">鋼種</th> <th colspan="5">POM値 (%)</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>					鋼材の板厚(mm)	鋼種	POM値 (%)					SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下		0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p>表2-60 予熱温度の標準を適用する場合のPOMの条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の板厚(mm)</th> <th rowspan="2">鋼種</th> <th colspan="5">POM値 (%)</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td></td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>					鋼材の板厚(mm)	鋼種	POM値 (%)					SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下		0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																														
鋼材の板厚(mm)	鋼種	POM値 (%)																																																																																																																																																																							
		SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																																			
25以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																			
25を超え50以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																																			
50を超え100以下		0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																			
鋼材の板厚(mm)	鋼種	POM値 (%)																																																																																																																																																																							
		SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																																			
25以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																			
25を超え50以下		0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																																			
50を超え100以下		0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																			
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																															
<p>表2-62-2 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ40以下</th> <th>40をこえ50以下</th> <th>50をこえ75以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>					鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)				板厚区分(mm)				25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA400W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p>表2-61 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ40以下</th> <th>40をこえ50以下</th> <th>50をこえ75以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SBHS400 SBHS400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SBHS500 SBHS500W</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table>					鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)				板厚区分(mm)				25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA400W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500 SBHS500W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)																																																																																																																																																																							
		板厚区分(mm)																																																																																																																																																																							
		25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下																																																																																																																																																																				
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																				
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																				
SMA400W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																				
鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)																																																																																																																																																																							
		板厚区分(mm)																																																																																																																																																																							
		25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下																																																																																																																																																																				
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																				
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																				
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																				
SMA400W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																				
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																				
SBHS400 SBHS400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				
SBHS500 SBHS500W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																				

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																																																																																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文																																																																																																	
					3	2	12	3	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2-62 PCM値と予熱温度の標準</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">PCM(%)</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="3">予熱温度(°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>t≤25</th> <th>25&lt;t≤40</th> <th>40&lt;t≤100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.21</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.22</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.23</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.24</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.25</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.26</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.27</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.28</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.29</td> <td>SMAW</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	表2-62 PCM値と予熱温度の標準					PCM(%)	溶接方法	予熱温度(°C)			板厚区分(mm)			t≤25	25<t≤40	40<t≤100	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW, SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW, SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW, SAW	50	80	80	基準類の改定に伴う修正
表2-62 PCM値と予熱温度の標準																																																																																																												
PCM(%)	溶接方法	予熱温度(°C)																																																																																																										
		板厚区分(mm)																																																																																																										
		t≤25	25<t≤40	40<t≤100																																																																																																								
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																																								
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50																																																																																																								
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																																								
	GMAW, SAW	50	50	80																																																																																																								
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																																								
	GMAW, SAW	50	80	80																																																																																																								
3	2	12	3	1	<p>(9) 溶接施工上の注意</p> <p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、<b>グラインダー</b>仕上げするものとする。</p>	3	2	12	3	1	<p>(9) 溶接施工上の注意</p> <p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、<b>グラインダ</b>仕上げするものとする。</p>	基準類の改定に伴う修正																																																																																																
3	2	12	3	1	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、<b>疑わしい</b>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p>	3	2	12	3	1	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、<b>溶接線全線を対象として</b>肉眼で行うものとするが、<b>判定が困難な</b>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p>	基準類の改定に伴う修正																																																																																																

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																			
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p>⑤受注者は、<b>主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手</b>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p> <p>その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを、<b>0.5mm</b>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>	<p>⑤受注者は、<b>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</b>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p> <p>その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。</p> <p>ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。</p> <p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを<b>設計上許容される値</b>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p>	基準類の改定に伴う修正																																
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p>(12) 欠陥部の補修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2-65 欠陥の補修方法</caption> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後<b>グラインダー</b>仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは<b>グラインダー</b>仕上げのみでよい。</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部を<b>エアークガウジング</b>等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td><b>エアークガウジング</b>でその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td><b>グラインダー</b>で削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td><b>グラインダー</b>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、<b>グラインダー</b>仕上げのみ、または溶接後、<b>グラインダー</b>仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後 <b>グラインダー</b> 仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは <b>グラインダー</b> 仕上げのみでよい。	2 組立溶接の欠陥	欠陥部を <b>エアークガウジング</b> 等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	<b>エアークガウジング</b> でその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	<b>グラインダー</b> で削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	<b>グラインダー</b> 仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、 <b>グラインダー</b> 仕上げのみ、または溶接後、 <b>グラインダー</b> 仕上げする。	<p>(12) 欠陥部の補修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2-65 欠陥の補修方法</caption> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アークストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後<b>グラインダー</b>仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは<b>グラインダー</b>仕上げのみでよい。</td> </tr> <tr> <td>2 組立溶接の欠陥</td> <td>欠陥部を<b>エアークガウジング</b>等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 溶接われ</td> <td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>4 溶接ビード表面のピット</td> <td><b>エアークガウジング</b>でその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>5 オーバーラップ</td> <td><b>グラインダー</b>で削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接ビード表面の凸凹</td> <td><b>グラインダー</b>仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>7 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、<b>グラインダー</b>仕上げのみ、または溶接後、<b>グラインダー</b>仕上げする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後 <b>グラインダー</b> 仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは <b>グラインダー</b> 仕上げのみでよい。	2 組立溶接の欠陥	欠陥部を <b>エアークガウジング</b> 等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4 溶接ビード表面のピット	<b>エアークガウジング</b> でその部分を除去し、再溶接する。	5 オーバーラップ	<b>グラインダー</b> で削りを整形する。	6 溶接ビード表面の凸凹	<b>グラインダー</b> 仕上げする。	7 アンダーカット	程度に応じて、 <b>グラインダー</b> 仕上げのみ、または溶接後、 <b>グラインダー</b> 仕上げする。	基準類の改定に伴う修正
欠陥の種類	補修方法																																											
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後 <b>グラインダー</b> 仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは <b>グラインダー</b> 仕上げのみでよい。																																											
2 組立溶接の欠陥	欠陥部を <b>エアークガウジング</b> 等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																											
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																											
4 溶接ビード表面のピット	<b>エアークガウジング</b> でその部分を除去し、再溶接する。																																											
5 オーバーラップ	<b>グラインダー</b> で削りを整形する。																																											
6 溶接ビード表面の凸凹	<b>グラインダー</b> 仕上げする。																																											
7 アンダーカット	程度に応じて、 <b>グラインダー</b> 仕上げのみ、または溶接後、 <b>グラインダー</b> 仕上げする。																																											
欠陥の種類	補修方法																																											
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後 <b>グラインダー</b> 仕上げする。わずかな傷跡のある程度のは <b>グラインダー</b> 仕上げのみでよい。																																											
2 組立溶接の欠陥	欠陥部を <b>エアークガウジング</b> 等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																											
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																											
4 溶接ビード表面のピット	<b>エアークガウジング</b> でその部分を除去し、再溶接する。																																											
5 オーバーラップ	<b>グラインダー</b> で削りを整形する。																																											
6 溶接ビード表面の凸凹	<b>グラインダー</b> 仕上げする。																																											
7 アンダーカット	程度に応じて、 <b>グラインダー</b> 仕上げのみ、または溶接後、 <b>グラインダー</b> 仕上げする。																																											
3	2	12	3	1	3	2	12	3	1	<p>(14) 仮組立て</p> <p>①受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。</p> <p>ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て<b>実施</b>できる。</p>	<p>(14) 仮組立て</p> <p>①受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。</p> <p>ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て<b>これに代えることができる</b>。</p>	基準類の改定に伴う修正																																

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	12	7	1	(1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ②受注者は、 <b>亜鉛</b> の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上としなければならない。その場合受注者は、 <b>亜鉛</b> の付着量が <b>前述</b> 以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7	1	(1) 亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ②受注者は、 <b>めっき</b> 付着量を <b>両面</b> で275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合受注者は、 <b>めっき</b> 付着量が <b>前述</b> 以上であることを確認しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	1	③受注者は、 <b>熱化性</b> アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7	1	③受注者は、 <b>熱硬化性</b> アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、 <b>亜鉛</b> の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、 <b>めっき</b> 付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	11	3	受注者は、気温、湿度の条件が表2-71の塗装禁止条件を <b>満足しない</b> 場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	受注者は、気温、湿度の条件が表2-71の塗装禁止条件に <b>該当する</b> 場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（ <b>平成26年6月改正法律第69号</b> ）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（ <b>平成30年6月改正法律第53号</b> ）に基づくものでなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	0	建設省河川砂防技術基準（案）（平成9年10月）	6	3	2	0	0	国土交通省河川砂防技術基準（案）	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
6	4	3	6	1	製作加工 （1）受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。 （2）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 （3）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	6	4	3	6	1	鋼製排水管用製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管用製作工の規定による。	基準類の改定に伴う修正
6	4	3	6	2	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。						(削除)	基準類の改定に伴う修正
6	4	14	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	4	14	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定による。	6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。	基準類の改定に伴う修正
6	5	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）	6	5	2	0	0	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	基準類の改定に伴う修正
6	5	6	1	2	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	7	1	2	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
6	5	8	1	2	受注者は、魚道工の施工にあたっては、 <b>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）（平成28年10月）</b> 及び、国土交通省 <b>ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工</b> の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「 <b>ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備設計マニュアル編）</b> 」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び「 <b>ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工</b> 」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	10	10	0	受注者は、支承工の施工については、 <b>道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工</b> による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	0	受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	15	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	15	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	15	6	0	受注者は、支承工の施工については、 <b>道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工</b> による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	16	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	16	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	16	3	0	受注者は、支承工の施工については、 <b>道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工</b> による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	17	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	17	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	17	3	0	受注者は、支承工の施工については、 <b>道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工</b> による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
7	1	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	7	1	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	基準類の改定に伴う修正
7	1	5	1	6	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	7	1	5	1	6	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の <b>締固め</b> は締固め機械を用いて施工しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
7	2	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	7	2	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	基準類の改定に伴う修正
7	3	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月）	7	3	2	0	1	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）	基準類の改定に伴う修正
8	3	2	0	0	斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）	8	3	2	0	0	斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	基準類の改定に伴う修正
8	3	5	8	2	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	3	5	8	2	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
9	1	7	3	2	受注者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	9	1	7	3	2	受注者は、サプライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	1	11	5	2	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10	1	11	5	2	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	4	10	4	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	10	2	4	10	4	初期養生は、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表記の修正
10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」（日本道路協会、平成28年12月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の修正
10	2	9	2	4	表2-1 使用材料一覧表 標識板	10	2	9	2	4	表2-1 使用材料一覧表 標示板	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	5	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	5	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	6	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	2	9	2	6	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
10	2	9	2	8	10	2	9	2	8	受注者は、 <b>標識板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、 <b>標示板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	7	1	10	2	9	7	1	受注者は、 <b>標識板</b> の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。	受注者は、 <b>標示板</b> の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	10	1	3	10	2	10	1	3	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、「道路土工要領第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」、及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	13	2	1	10	2	13	2	1	伸縮装置工の施工については、「第3編2-3-24伸縮装置工」の規定による。	伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	表記の修正
10	3	1	0	5	10	3	1	0	5	（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	1	0	6	10	3	1	0	6	（2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	（2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	6	8	3	10	3	6	8	3	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	6	8	6	10	3	6	8	6	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	4	8	6	1	受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	10	4	8	6	1	(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	基準類の改定に伴う修正
						10	4	8	6	1	(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	基準類の改定に伴う修正
10	5	1	0	5	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	1	0	6	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	5	1	0	6	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	5	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	5	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	6	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	6	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	7	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	7	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	8	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	8	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	9	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	9	1	5	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	5	10	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	10	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	11	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	11	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	12	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	12	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	6	1	0	9	受注者は、設計図書により、坑内観測調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10	6	1	0	9	受注者は、設計図書により、坑内観測調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。受注者は、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	重複による修正
10	6	2	0	0	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	10	6	2	0	0	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）	基準類の改定に伴う修正
						10	6	2	0	0	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	基準類の策定に伴う追加
						10	6	3	2	8	切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。	基準類の改定に伴う追加
10	6	3	2	8	受注者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動等によりその処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	10	6	3	2	9	受注者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動等によりその処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	改定に伴う移動
10	6	3	2	9	受注者は、タイヤ方式による運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止設備を設けるものとする。	10	6	3	2	10	受注者は、タイヤ方式による運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止設備を設けるものとする。	改定に伴う移動

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
10	6	3	2	10	10	6	3	2	11	受注者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、受注者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 （以下省略）	受注者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、受注者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 （以下省略）	改定に伴う移動
10	6	8	6	2	10	6	8	6	2	図6-2 標示板の刻示標準図	図6-2 標示板の設置イメージ図	基準類の改定に伴う修正
10	8	5	6	5	10	8	5	6	5	受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	11	7	2	1	10	11	7	2	1	プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）による。	プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」（道路保全技術センター、平成6年3月）による。	基準類の改定に伴う修正
10	12	5	4	1	10	12	5	4	1	現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編11-6-2現場打躯体工の規定による。	表記の修正
					10	14	2	0	0	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）		基準類の改定に伴う追加
10	14	7	2	4	10	14	7	2	4	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	5	10	14	7	2	5	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	6	10	14	7	2	6	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	19	3	5	10	14	19	3	5	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）						新条文（令和元年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	14	20	7	6	(1) 道路標識・道路照明灯機械清掃 ①機械清掃作業は、リフト車を <b>標識版</b> 、照明灯際に位置させ、 <b>標識板</b> ・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。	10	14	20	7	6	(1) 道路標識・道路照明灯機械清掃 ①機械清掃作業は、リフト車を <b>標示板</b> 、照明灯際に位置させ、 <b>標示板</b> ・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	20	7	6	②受注者は、 <b>標識板</b> ・照明灯の清掃中又は清掃後、 <b>標識板</b> ・照明ランプ取付部のよみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。	10	14	20	7	6	②受注者は、 <b>標示板</b> ・照明灯の清掃中 <b>または</b> 清掃後、 <b>標示板</b> ・照明ランプ取付部のよみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	4	受注者は、 <b>標識板</b> には設計図書に示す位置にリブを <b>標識板</b> の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	16	9	2	4	受注者は、 <b>標示板</b> には設計図書に示す位置にリブを <b>標示板</b> の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	5	受注者は、 <b>標識板</b> の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	16	9	2	5	受注者は、 <b>標示板</b> の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	6	受注者は、 <b>標識板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	受注者は、 <b>標示板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	16	22	4	1	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	10	16	22	4	1	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し <b>報告</b> しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
13	1	3	8	7	(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。	13	1	3	8	7	(4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成29年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達） <b>及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日国土交通省港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）</b> の規定による。	基準類の改定に伴う修正

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（平成30年度版）					新条文（令和元年度版）					改定理由																																																																																			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																				
13	1	3	16	1	13	1	3	16	1	（1）受注者は、「JIS A 7201遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
					13	1	6	4	3	瀨取り 受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。	基準類の改定に伴う追加																																																																																		
13	1	6	4	3	13	1	6	4	4	捨石本均し	改定に伴う移動																																																																																		
13	1	6	4	4	13	1	6	4	5	捨石荒均し	改定に伴う移動																																																																																		
13	1	27	2	5	13	1	27	2	5	受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。	基準類の改定に伴う追加																																																																																		
13	2	2	0	0	13	2	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
13	3	2	0	0	13	3	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
13	4	2	0	0	13	4	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
13	5	2	0	0	13	5	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
13	6	2	0	0	13	6	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
13	7	2	0	0	13	7	2	0	0	国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成25年3月）	基準類の改定に伴う修正																																																																																		
巻末-1					巻末-1					最新の運用に基づき改定																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">工事特記仕様書一覧表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">特記仕様書名称等</th> <th colspan="2">適用条件等</th> <th colspan="2">通知文等</th> <th rowspan="2">掲載ページ</th> </tr> <tr> <th>条件1(内容等)</th> <th>条件2(設計金額等)</th> <th>通知日</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書</td> <td>対象工事</td> <td></td> <td>H10.5.19</td> <td>砂第49号</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書</td> <td>漁港における海上工事</td> <td></td> <td>H21.1.19</td> <td>港漁第206号</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H21.10.16</td> <td>河砂第112号</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H29.5.31</td> <td>河砂第53号</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>					工事特記仕様書一覧表						特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号	1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2	2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	3	3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H21.10.16	河砂第112号	4	4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H29.5.31	河砂第53号	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">工事特記仕様書一覧表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">特記仕様書名称等</th> <th colspan="2">適用条件等</th> <th colspan="2">通知文等</th> <th rowspan="2">掲載ページ</th> </tr> <tr> <th>条件1(内容等)</th> <th>条件2(設計金額等)</th> <th>通知日</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書</td> <td>対象工事</td> <td></td> <td>H10.5.19</td> <td>砂第49号</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書</td> <td>漁港における海上工事</td> <td></td> <td>H21.1.19</td> <td>港漁第206号</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H21.10.16</td> <td>河砂第112号</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書</td> <td>砂防ソイルセメント工法</td> <td></td> <td>H29.5.31</td> <td>河砂第53号</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5 工事安全管理に関する特記仕様書</td> <td>土木工事</td> <td></td> <td>H30.9.25</td> <td>建工第47号</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>					工事特記仕様書一覧表					特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号	1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2	2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	3	3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H21.10.16	河砂第112号	4	4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H29.5.31	河砂第53号	5	5 工事安全管理に関する特記仕様書	土木工事		H30.9.25	建工第47号
工事特記仕様書一覧表																																																																																													
特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ																																																																																								
	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号																																																																																									
1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2																																																																																								
2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	3																																																																																								
3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H21.10.16	河砂第112号	4																																																																																								
4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H29.5.31	河砂第53号	5																																																																																								
工事特記仕様書一覧表																																																																																													
特記仕様書名称等	適用条件等		通知文等		掲載ページ																																																																																								
	条件1(内容等)	条件2(設計金額等)	通知日	文書番号																																																																																									
1 急傾斜地崩壊防止工事における特記仕様書	対象工事		H10.5.19	砂第49号	2																																																																																								
2 漁港漁場工事等施工環境監理者配置に関する特記仕様書	漁港における海上工事		H21.1.19	港漁第206号	3																																																																																								
3 砂防ソイルセメント(ISM)工法特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H21.10.16	河砂第112号	4																																																																																								
4 砂防ソイルセメント転圧タイプ(NSSEM)特記仕様書	砂防ソイルセメント工法		H29.5.31	河砂第53号	5																																																																																								
5 工事安全管理に関する特記仕様書	土木工事		H30.9.25	建工第47号	13																																																																																								



令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成30年度版)					新条文 (令和元年度版)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>様式-1</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書に基づく主な提出書類様式一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類様式</th> <th>様式を規定する規則・基準等</th> <th>土木工事共通仕様書</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(請負代金内訳書)</td><td></td><td>第3編 1-1-2 請負代金内訳書</td><td>-</td></tr> <tr><td>工程表</td><td>工事執行規則第20条</td><td>第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出</td><td>3</td></tr> <tr><td>工事工程月報</td><td>工事執行規則第20条</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>主任技術者等通知書</td><td>工事執行規則第22条</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-2 用語の定義</td><td>6</td></tr> <tr><td>施工計画書</td><td></td><td>第1編 1-1-4 施工計画書</td><td>7</td></tr> <tr><td>下請負人通知書</td><td>工事執行規則第15条</td><td>第1編 1-1-9 工事の下請負</td><td>8</td></tr> <tr><td>施工体制台帳</td><td></td><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>再下請負通知書</td><td>静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成30年3月9日 建業第302号)</td><td>第1編 1-1-10 施工体制台帳</td><td>12</td></tr> <tr><td>施工体系図</td><td></td><td></td><td>13</td></tr> <tr><td>補助技術者通知書</td><td></td><td>第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力</td><td>15</td></tr> <tr><td>工期延長請求書</td><td>工事執行規則第30条</td><td></td><td>17</td></tr> <tr><td>変更工程表</td><td>工事執行規則第30条</td><td>第1編 1-1-15 工期変更</td><td>18</td></tr> <tr><td>支給材料受領書</td><td></td><td></td><td>19</td></tr> <tr><td>支給材料受払簿</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td></td><td>20</td></tr> <tr><td>支給材料精算書</td><td></td><td>第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品</td><td>21</td></tr> <tr><td>貸与品借用書</td><td></td><td></td><td>22</td></tr> <tr><td>貸与品返納書</td><td></td><td></td><td>23</td></tr> <tr><td>現場発生品届</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-17 工事現場発生品</td><td>24</td></tr> <tr><td>再生資源利用計画書</td><td></td><td></td><td>25</td></tr> <tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>建設リサイクルガイドライン</td><td>第1編 1-1-18 建設副産物</td><td>26</td></tr> <tr><td>搬入・搬出調書</td><td></td><td></td><td>27</td></tr> <tr><td>品質証明書</td><td>品質証明実施基準</td><td>第3編 1-1-9 品質証明</td><td>巻末15</td></tr> <tr><td>(レディーミクストコンクリート取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(セメントコンクリート製品取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td><td></td><td>第2編 第1章 第2節 工事材料の品質</td><td>-</td></tr> <tr><td>(盛土材料取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>使用材料品質証明書</td><td></td><td></td><td>28</td></tr> <tr><td>材料検査簿</td><td>工事執行規則第24条</td><td></td><td>29</td></tr> <tr><td>段階確認・立会願</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等</td><td>30</td></tr> <tr><td>完成届出書</td><td>工事執行規則第39条</td><td>第1編 1-1-20 工事完成検査</td><td>31</td></tr> <tr><td>修補完了届出書</td><td>工事執行規則第39条</td><td></td><td>32</td></tr> <tr><td>出来形確認請求書</td><td>工事執行規則第45条</td><td>第1編 1-1-21 出来形検査等</td><td>33</td></tr> <tr><td>安全・訓練等の実施報告書</td><td></td><td>第1編 1-1-26 工事中の安全確保</td><td>34</td></tr> <tr><td>工事事故等発生報告書</td><td>工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)</td><td>第1編 1-1-29 事故報告書</td><td>35</td></tr> <tr><td>休日・夜間作業届</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更</td><td>36</td></tr> <tr><td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td><td>天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)</td><td>第1編 1-1-38 不可抗力による損害</td><td>37</td></tr> <tr><td>(掛金収納書)</td><td></td><td>第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償</td><td>-</td></tr> <tr><td>県産材利用報告書</td><td></td><td>第1編 1-1-46 県産木材の使用</td><td>39</td></tr> </tbody> </table>					提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ	(請負代金内訳書)		第3編 1-1-2 請負代金内訳書	-	工程表	工事執行規則第20条	第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出	3	工事工程月報	工事執行規則第20条		4	主任技術者等通知書	工事執行規則第22条		5	指示・承諾・協議・提出・報告書	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-2 用語の定義	6	施工計画書		第1編 1-1-4 施工計画書	7	下請負人通知書	工事執行規則第15条	第1編 1-1-9 工事の下請負	8	施工体制台帳			10	再下請負通知書	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成30年3月9日 建業第302号)	第1編 1-1-10 施工体制台帳	12	施工体系図			13	補助技術者通知書		第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力	15	工期延長請求書	工事執行規則第30条		17	変更工程表	工事執行規則第30条	第1編 1-1-15 工期変更	18	支給材料受領書			19	支給材料受払簿	建設工事監督要領第6条		20	支給材料精算書		第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品	21	貸与品借用書			22	貸与品返納書			23	現場発生品届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-17 工事現場発生品	24	再生資源利用計画書			25	再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編 1-1-18 建設副産物	26	搬入・搬出調書			27	品質証明書	品質証明実施基準	第3編 1-1-9 品質証明	巻末15	(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-	(セメントコンクリート製品取扱基準)			-	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)		第2編 第1章 第2節 工事材料の品質	-	(盛土材料取扱基準)			-	使用材料品質証明書			28	材料検査簿	工事執行規則第24条		29	段階確認・立会願	建設工事監督要領第6条	第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	30	完成届出書	工事執行規則第39条	第1編 1-1-20 工事完成検査	31	修補完了届出書	工事執行規則第39条		32	出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編 1-1-21 出来形検査等	33	安全・訓練等の実施報告書		第1編 1-1-26 工事中の安全確保	34	工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)	第1編 1-1-29 事故報告書	35	休日・夜間作業届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更	36	天災その他不可抗力による損害負担請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編 1-1-38 不可抗力による損害	37	(掛金収納書)		第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償	-	県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39	<p>様式-1</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書に基づく主な提出書類様式一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類様式</th> <th>様式を規定する規則・基準等</th> <th>土木工事共通仕様書</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(請負代金内訳書)</td><td></td><td>第3編 1-1-2 請負代金内訳書</td><td>-</td></tr> <tr><td>工程表</td><td>工事執行規則第20条</td><td>第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出</td><td>3</td></tr> <tr><td>工事工程月報</td><td>工事執行規則第20条</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>主任技術者等通知書</td><td>工事執行規則第22条</td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>指示・承諾・協議・提出・報告書</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-2 用語の定義</td><td>6</td></tr> <tr><td>施工計画書</td><td></td><td>第1編 1-1-4 施工計画書</td><td>7</td></tr> <tr><td>下請負人通知書</td><td>工事執行規則第15条</td><td>第1編 1-1-9 工事の下請負</td><td>8</td></tr> <tr><td>施工体制台帳</td><td></td><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>再下請負通知書</td><td>静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成31年4月1日 建業第11号)</td><td>第1編 1-1-10 施工体制台帳</td><td>12</td></tr> <tr><td>施工体系図</td><td></td><td></td><td>13</td></tr> <tr><td>補助技術者通知書</td><td></td><td>第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力</td><td>15</td></tr> <tr><td>工期延長請求書</td><td>工事執行規則第30条</td><td></td><td>17</td></tr> <tr><td>変更工程表</td><td>工事執行規則第30条</td><td>第1編 1-1-15 工期変更</td><td>18</td></tr> <tr><td>支給材料受領書</td><td></td><td></td><td>19</td></tr> <tr><td>支給材料受払簿</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td></td><td>20</td></tr> <tr><td>支給材料精算書</td><td></td><td>第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品</td><td>21</td></tr> <tr><td>貸与品借用書</td><td></td><td></td><td>22</td></tr> <tr><td>貸与品返納書</td><td></td><td></td><td>23</td></tr> <tr><td>現場発生品届</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-17 工事現場発生品</td><td>24</td></tr> <tr><td>再生資源利用計画書</td><td></td><td></td><td>25</td></tr> <tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>建設リサイクルガイドライン</td><td>第1編 1-1-18 建設副産物</td><td>26</td></tr> <tr><td>搬入・搬出調書</td><td></td><td></td><td>27</td></tr> <tr><td>品質証明書</td><td>品質証明実施基準</td><td>第3編 1-1-9 品質証明</td><td>巻末18</td></tr> <tr><td>(レディーミクストコンクリート取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(セメントコンクリート製品取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td><td></td><td>第2編 第1章 第2節 工事材料の品質</td><td>-</td></tr> <tr><td>(盛土材料取扱基準)</td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>使用材料品質証明書</td><td></td><td></td><td>28</td></tr> <tr><td>材料検査簿</td><td>工事執行規則第24条</td><td></td><td>29</td></tr> <tr><td>段階確認・立会願</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等</td><td>30</td></tr> <tr><td>完成届出書</td><td>工事執行規則第39条</td><td>第1編 1-1-20 工事完成検査</td><td>31</td></tr> <tr><td>修補完了届出書</td><td>工事執行規則第39条</td><td></td><td>32</td></tr> <tr><td>出来形確認請求書</td><td>工事執行規則第45条</td><td>第1編 1-1-21 出来形検査等</td><td>33</td></tr> <tr><td>安全・訓練等の実施報告書</td><td></td><td>第1編 1-1-26 工事中の安全確保</td><td>34</td></tr> <tr><td>工事事故等発生報告書</td><td>工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)</td><td>第1編 1-1-29 事故報告書</td><td>35</td></tr> <tr><td>休日・夜間作業届</td><td>建設工事監督要領第6条</td><td>第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更</td><td>36</td></tr> <tr><td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td><td>天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)</td><td>第1編 1-1-38 不可抗力による損害</td><td>37</td></tr> <tr><td>(掛金収納書)</td><td></td><td>第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償</td><td>-</td></tr> <tr><td>県産材利用報告書</td><td></td><td>第1編 1-1-46 県産木材の使用</td><td>39</td></tr> </tbody> </table>					提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ	(請負代金内訳書)		第3編 1-1-2 請負代金内訳書	-	工程表	工事執行規則第20条	第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出	3	工事工程月報	工事執行規則第20条		4	主任技術者等通知書	工事執行規則第22条		5	指示・承諾・協議・提出・報告書	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-2 用語の定義	6	施工計画書		第1編 1-1-4 施工計画書	7	下請負人通知書	工事執行規則第15条	第1編 1-1-9 工事の下請負	8	施工体制台帳			10	再下請負通知書	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成31年4月1日 建業第11号)	第1編 1-1-10 施工体制台帳	12	施工体系図			13	補助技術者通知書		第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力	15	工期延長請求書	工事執行規則第30条		17	変更工程表	工事執行規則第30条	第1編 1-1-15 工期変更	18	支給材料受領書			19	支給材料受払簿	建設工事監督要領第6条		20	支給材料精算書		第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品	21	貸与品借用書			22	貸与品返納書			23	現場発生品届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-17 工事現場発生品	24	再生資源利用計画書			25	再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編 1-1-18 建設副産物	26	搬入・搬出調書			27	品質証明書	品質証明実施基準	第3編 1-1-9 品質証明	巻末18	(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-	(セメントコンクリート製品取扱基準)			-	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)		第2編 第1章 第2節 工事材料の品質	-	(盛土材料取扱基準)			-	使用材料品質証明書			28	材料検査簿	工事執行規則第24条		29	段階確認・立会願	建設工事監督要領第6条	第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	30	完成届出書	工事執行規則第39条	第1編 1-1-20 工事完成検査	31	修補完了届出書	工事執行規則第39条		32	出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編 1-1-21 出来形検査等	33	安全・訓練等の実施報告書		第1編 1-1-26 工事中の安全確保	34	工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)	第1編 1-1-29 事故報告書	35	休日・夜間作業届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更	36	天災その他不可抗力による損害負担請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編 1-1-38 不可抗力による損害	37	(掛金収納書)		第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償	-	県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39	<p>最新の運用に基づき改定</p>
提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(請負代金内訳書)		第3編 1-1-2 請負代金内訳書	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工程表	工事執行規則第20条	第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工事工程月報	工事執行規則第20条		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主任技術者等通知書	工事執行規則第22条		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
指示・承諾・協議・提出・報告書	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-2 用語の定義	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工計画書		第1編 1-1-4 施工計画書	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下請負人通知書	工事執行規則第15条	第1編 1-1-9 工事の下請負	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工体制台帳			10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再下請負通知書	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成30年3月9日 建業第302号)	第1編 1-1-10 施工体制台帳	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工体系図			13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
補助技術者通知書		第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工期延長請求書	工事執行規則第30条		17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
変更工程表	工事執行規則第30条	第1編 1-1-15 工期変更	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料受領書			19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料受払簿	建設工事監督要領第6条		20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料精算書		第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸与品借用書			22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸与品返納書			23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
現場発生品届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-17 工事現場発生品	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再生資源利用計画書			25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編 1-1-18 建設副産物	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
搬入・搬出調書			27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
品質証明書	品質証明実施基準	第3編 1-1-9 品質証明	巻末15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(セメントコンクリート製品取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)		第2編 第1章 第2節 工事材料の品質	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(盛土材料取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
使用材料品質証明書			28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
材料検査簿	工事執行規則第24条		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
段階確認・立会願	建設工事監督要領第6条	第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
完成届出書	工事執行規則第39条	第1編 1-1-20 工事完成検査	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
修補完了届出書	工事執行規則第39条		32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編 1-1-21 出来形検査等	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安全・訓練等の実施報告書		第1編 1-1-26 工事中の安全確保	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)	第1編 1-1-29 事故報告書	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
休日・夜間作業届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天災その他不可抗力による損害負担請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編 1-1-38 不可抗力による損害	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(掛金収納書)		第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(請負代金内訳書)		第3編 1-1-2 請負代金内訳書	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工程表	工事執行規則第20条	第3編 1-1-3 工程表及び工事工程月報の提出	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工事工程月報	工事執行規則第20条		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
主任技術者等通知書	工事執行規則第22条		5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
指示・承諾・協議・提出・報告書	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-2 用語の定義	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工計画書		第1編 1-1-4 施工計画書	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下請負人通知書	工事執行規則第15条	第1編 1-1-9 工事の下請負	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工体制台帳			10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再下請負通知書	静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて(平成31年4月1日 建業第11号)	第1編 1-1-10 施工体制台帳	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施工体系図			13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
補助技術者通知書		第1編 1-1-12 調査・試験に対する協力	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工期延長請求書	工事執行規則第30条		17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
変更工程表	工事執行規則第30条	第1編 1-1-15 工期変更	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料受領書			19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料受払簿	建設工事監督要領第6条		20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
支給材料精算書		第1編 1-1-16 支給材料及び貨与品	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸与品借用書			22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
貸与品返納書			23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
現場発生品届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-17 工事現場発生品	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再生資源利用計画書			25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
再生資源利用促進計画書	建設リサイクルガイドライン	第1編 1-1-18 建設副産物	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
搬入・搬出調書			27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
品質証明書	品質証明実施基準	第3編 1-1-9 品質証明	巻末18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(レディーミクストコンクリート取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(セメントコンクリート製品取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)		第2編 第1章 第2節 工事材料の品質	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(盛土材料取扱基準)			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
使用材料品質証明書			28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
材料検査簿	工事執行規則第24条		29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
段階確認・立会願	建設工事監督要領第6条	第3編 1-1-6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
完成届出書	工事執行規則第39条	第1編 1-1-20 工事完成検査	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
修補完了届出書	工事執行規則第39条		32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
出来形確認請求書	工事執行規則第45条	第1編 1-1-21 出来形検査等	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安全・訓練等の実施報告書		第1編 1-1-26 工事中の安全確保	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工事事故等発生報告書	工事事故対応マニュアル(平成30年7月2日 建工第26号)	第1編 1-1-29 事故報告書	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
休日・夜間作業届	建設工事監督要領第6条	第1編 1-1-36 施工工期及び施工時間の変更	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
天災その他不可抗力による損害負担請求書	天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取り扱いについて(昭和60年10月23日 管第434号)	第1編 1-1-38 不可抗力による損害	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(掛金収納書)		第1編 1-1-40 保険の付保及び事故の補償	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
県産材利用報告書		第1編 1-1-46 県産木材の使用	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>様式-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類様式</th> <th>様式を規定する規則・基準等</th> <th>土木工事共通仕様書</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td><td>交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン</td><td>第1編 1-1-49 総合評価落札方式</td><td>40</td></tr> <tr><td>VE提案書</td><td>交通基盤部契約後VE方式実施要領</td><td>第1編 1-1-50 契約後VE提案</td><td>41</td></tr> <tr><td>砂防えん堤 堆砂量計測板台帳</td><td></td><td>第8編 1-11-7 堆砂量計測板</td><td>46</td></tr> </tbody> </table> <p>※( ) 内事項については当該基準等の提出様式による。</p>					提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40	VE提案書	交通基盤部契約後VE方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後VE提案	41	砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46	<p>様式-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類様式</th> <th>様式を規定する規則・基準等</th> <th>土木工事共通仕様書</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td><td>交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン</td><td>第1編 1-1-49 総合評価落札方式</td><td>40</td></tr> <tr><td>VE提案書</td><td>交通基盤部契約後VE方式実施要領</td><td>第1編 1-1-50 契約後VE提案</td><td>41</td></tr> <tr><td>砂防えん堤 堆砂量計測板台帳</td><td></td><td>第8編 1-11-7 堆砂量計測板</td><td>46</td></tr> </tbody> </table> <p>注:( ) 内事項については当該基準等の提出様式による。 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。</p>					提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40	VE提案書	交通基盤部契約後VE方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後VE提案	41	砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46	<p>最新の運用に基づき改定</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																
提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
VE提案書	交通基盤部契約後VE方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後VE提案	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
提出書類様式	様式を規定する規則・基準等	土木工事共通仕様書	ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	交通基盤部総合評価落札方式(工事)活用ガイドライン	第1編 1-1-49 総合評価落札方式	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
VE提案書	交通基盤部契約後VE方式実施要領	第1編 1-1-50 契約後VE提案	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
砂防えん堤 堆砂量計測板台帳		第8編 1-11-7 堆砂量計測板	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

編 章 節 条 項				現行条文 (平成30年度版)				編 章 節 条 項				新条文 (令和元年度版)				改定理由																																						
様式-10				様式第2号				様式-10				様式第2号				基準類の改定に伴う修正																																						
				平成 年 月 日								年 月 日																																										
				施 工 体 制 台 帳								施 工 体 制 台 帳																																										
				[会社名] [事業所名]								[会社名] [事業所名]																																										
				<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">建設業の許可</th> <th colspan="2">許 可 業 種</th> <th colspan="2">許 可 番 号</th> <th colspan="2">許 可 (更 新) 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特 定 一 般</td> <td>第 号</td> <td>平 成</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特 定 一 般</td> <td>第 号</td> <td>平 成</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>				建設業の許可	許 可 業 種		許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日		工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	平 成	年 月 日		工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	平 成	年 月 日					<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">建設業の許可</th> <th colspan="2">許 可 業 種</th> <th colspan="2">許 可 番 号</th> <th colspan="2">許 可 (更 新) 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特 定 一 般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特 定 一 般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>				建設業の許可	許 可 業 種		許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日		工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日		工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日	
建設業の許可	許 可 業 種		許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日																																																	
	工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	平 成	年 月 日																																																
	工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	平 成	年 月 日																																																
建設業の許可	許 可 業 種		許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日																																																	
	工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日																																																	
	工事業	大臣 知事	特 定 一 般	第 号	年 月 日																																																	
				工事名称及び 工事内容								工事名称及び 工事内容																																										
				発注者及び 住 所								発注者及び 住 所																																										
				工 期								工 期																																										
				自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日								自 年 月 日 至 年 月 日																																										
				契 約 日								契 約 日																																										
				平成 年 月 日								年 月 日																																										
				契 約 営 業 所								契 約 営 業 所																																										
				区 分								区 分																																										
				元請契約								元請契約																																										
				下請契約								下請契約																																										
				名 称								名 称																																										
				住 所								住 所																																										
				健康保険等の加入状況								健康保険等の加入状況																																										
				保険加入の有無								保険加入の有無																																										
				健康保険								健康保険																																										
				加入 未加入								加入 未加入																																										
				適用除外								適用除外																																										
				厚生年金保険								厚生年金保険																																										
				加入 未加入								加入 未加入																																										
				雇用保険								雇用保険																																										
				加入 未加入								加入 未加入																																										
				適用除外								適用除外																																										
				事業所整理記号等								事業所整理記号等																																										
				区 分								区 分																																										
				元請契約								元請契約																																										
				下請契約								下請契約																																										
				営業所の名称								営業所の名称																																										
				健康保険								健康保険																																										
				厚生年金保険								厚生年金保険																																										
				雇用保険								雇用保険																																										
				発注者の監督員名								発注者の監督員名																																										
				権限及び意見申出方法								権限及び意見申出方法																																										
				監督員名								監督員名																																										
				権限及び意見申出方法								権限及び意見申出方法																																										
				現場代理人名								現場代理人名																																										
				権限及び意見申出方法								権限及び意見申出方法																																										
				監理(主任)技術者名								監理(主任)技術者名																																										
				専任 非専任								専任 非専任																																										
				資格内容								資格内容																																										
				専門技術者名								専門技術者名																																										
				資格内容								資格内容																																										
				担 当								担 当																																										
				工事内容								工事内容																																										
				外国人建設就労者の従事状況(有無)								外国人建設就労者の従事状況(有無)																																										
				有 無								有 無																																										
				外国人技能実習生の従事状況(有無)								外国人技能実習生の従事状況(有無)																																										
				有 無								有 無																																										
				外国人建設就労者の従事状況(有無)								外国人建設就労者の従事状況(有無)																																										
				有 無								有 無																																										
				外国人技能実習生の従事状況(有無)								外国人技能実習生の従事状況(有無)																																										
				有 無								有 無																																										

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (平成30年度版)					新条文 (令和元年度版)					改定理由																																																																																																																																																																																																																																	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																																																																																																																																																																																																		
様式-11					様式-11					基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																	
<p>《一次下請負人に関する事項》</p> <table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td colspan="3"></td> <td>代表者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び工事内容</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>契約日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設業の許可</td> <td colspan="2">施工に必要な許可業種</td> <td colspan="2">許可番号</td> <td colspan="5">許可(更新)年月日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事業</td> <td>大臣</td> <td>特定</td> <td>第</td> <td>号</td> <td colspan="5">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事業</td> <td>大臣</td> <td>特定</td> <td>第</td> <td>号</td> <td colspan="5">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康保険等の加入状況</td> <td rowspan="2">保険加入の有無</td> <td colspan="2">健康保険</td> <td colspan="2">厚生年金保険</td> <td colspan="4">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="4">適用除外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業所整理記号等</td> <td colspan="2">健康保険</td> <td colspan="2">厚生年金保険</td> <td colspan="4">雇用保険</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場代理人</td> <td colspan="3">安全衛生責任者名</td> <td colspan="3">安全衛生推進者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">権限及び意見申出方法</td> <td colspan="3">雇用管理責任者名</td> <td colspan="4">専門技術者名</td> </tr> <tr> <td>主任技術者名</td> <td colspan="3">専任 非専任</td> <td colspan="3">資格内容</td> <td colspan="4">担当 工事内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外国人建設就労者の従事の状況(有無)</td> <td colspan="2">有 無</td> <td colspan="2">外国人技能実習生の従事の状況(有無)</td> <td colspan="4">有 無</td> </tr> <tr> <td colspan="5">※添付書類</td> <td colspan="5">※添付書類</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1 発注者との請負契約書の写し</td> <td colspan="5">1 発注者との請負契約書の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し</td> <td colspan="5">2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し</td> </tr> <tr> <td colspan="5">3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)</td> <td colspan="5">3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)</td> <td colspan="5">4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)</td> <td colspan="5">5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面</td> <td colspan="5">6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面</td> </tr> </table>					会社名				代表者名					住所								工事名称及び工事内容								工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日	建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日					工事業	大臣	特定	第	号	平成 年 月 日					知事	一般	第	号						工事業	大臣	特定	第	号	平成 年 月 日					知事	一般	第	号						健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険				加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入	適用除外		適用除外		適用除外				事業所整理記号等		健康保険		厚生年金保険		雇用保険				現場代理人	安全衛生責任者名			安全衛生推進者名							権限及び意見申出方法			雇用管理責任者名			専門技術者名				主任技術者名	専任 非専任			資格内容			担当 工事内容				外国人建設就労者の従事の状況(有無)		有 無		外国人技能実習生の従事の状況(有無)		有 無				※添付書類					※添付書類					1 発注者との請負契約書の写し					1 発注者との請負契約書の写し					2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し					2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し					3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)					3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)					4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)					4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)					5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)					5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)					6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面					6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面			
会社名				代表者名																																																																																																																																																																																																																																							
住所																																																																																																																																																																																																																																											
工事名称及び工事内容																																																																																																																																																																																																																																											
工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																	
建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日																																																																																																																																																																																																																																						
	工事業	大臣	特定	第	号	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
		知事	一般	第	号																																																																																																																																																																																																																																						
	工事業	大臣	特定	第	号	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																					
知事		一般	第	号																																																																																																																																																																																																																																							
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																																					
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入																																																																																																																																																																																																																																		
	適用除外		適用除外		適用除外																																																																																																																																																																																																																																						
	事業所整理記号等		健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																																				
現場代理人	安全衛生責任者名			安全衛生推進者名																																																																																																																																																																																																																																							
	権限及び意見申出方法			雇用管理責任者名			専門技術者名																																																																																																																																																																																																																																				
主任技術者名	専任 非専任			資格内容			担当 工事内容																																																																																																																																																																																																																																				
外国人建設就労者の従事の状況(有無)		有 無		外国人技能実習生の従事の状況(有無)		有 無																																																																																																																																																																																																																																					
※添付書類					※添付書類																																																																																																																																																																																																																																						
1 発注者との請負契約書の写し					1 発注者との請負契約書の写し																																																																																																																																																																																																																																						
2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し					2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し																																																																																																																																																																																																																																						
3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)					3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合)																																																																																																																																																																																																																																						
4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)					4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合)																																																																																																																																																																																																																																						
5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)					5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)																																																																																																																																																																																																																																						
6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面					6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面																																																																																																																																																																																																																																						

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

編 章 節 条 項				現行条文 (平成30年度版)				編 章 節 条 項				新条文 (令和元年度版)				改定理由																																																																												
様式-12				様式-12				様式-12				様式-12				基準類の改定に伴う修正																																																																												
				<p>様式第3号 平成 年 月 日</p> <p>再 下 請 負 通 知 書</p> <p>【報告下請負業者】</p> <table border="1"> <tr> <td>直近上位 注文者名</td> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元請名称</td> <td></td> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>《自社に関する事項》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</td> <td>注文者との 契約日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許 可 (更新) 年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業 大臣 知事 特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業 大臣 知事 特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2">保険加入の 有無</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入</td> <td>加入 未加入</td> <td>加入 未加入</td> </tr> <tr> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>安全衛生 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代理人名</td> <td></td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 格 内 容</td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>外国人建設就労者の 従事の状況(有無)</p> <table border="1"> <tr> <td>有</td> <td>無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>				直近上位 注文者名		住 所		元請名称		会社名					代表者名		工事名称及び 工事内容				工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契約日	平成 年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	平成 年 月 日		工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	平成 年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	適用除外	適用除外	適用除外	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	監督員名		安全衛生 責任者名		権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		現 場 代理人名		雇用管理 責任者名		権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容		資 格 内 容		担 当 工事内容		有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無								
直近上位 注文者名		住 所																																																																																										
元請名称		会社名																																																																																										
		代表者名																																																																																										
工事名称及び 工事内容																																																																																												
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契約日	平成 年 月 日																																																																																									
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日																																																																																									
	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	平成 年 月 日																																																																																									
	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	平成 年 月 日																																																																																									
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																								
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入																																																																																								
	適用除外	適用除外	適用除外																																																																																									
事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																								
監督員名		安全衛生 責任者名																																																																																										
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名																																																																																										
現 場 代理人名		雇用管理 責任者名																																																																																										
権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名																																																																																										
主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容																																																																																										
資 格 内 容		担 当 工事内容																																																																																										
有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無																																																																																								
				<p>静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について</p> <p>様式第3号 年 月 日</p> <p>再 下 請 負 通 知 書</p> <p>【報告下請負業者】</p> <table border="1"> <tr> <td>直近上位 注文者名</td> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>元請名称</td> <td></td> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>《自社に関する事項》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>注文者との 契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許 可 (更新) 年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業 大臣 知事 特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業 大臣 知事 特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2">保険加入の 有無</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入</td> <td>加入 未加入</td> <td>加入 未加入</td> </tr> <tr> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> <td>適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>安全衛生 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代理人名</td> <td></td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> <td>資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 格 内 容</td> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <p>1号特定技能外国人の 従事の状況(有無)</p> <table border="1"> <tr> <td>有</td> <td>無</td> <td>外国人建設就労者の従 事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>				直近上位 注文者名		住 所		元請名称		会社名				代表者名		工事名称及び 工事内容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日		工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	適用除外	適用除外	適用除外	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	監督員名		安全衛生 責任者名		権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名		現 場 代理人名		雇用管理 責任者名		権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容		資 格 内 容		担 当 工事内容		有	無	外国人建設就労者の従 事の状況(有無)	有	無									
直近上位 注文者名		住 所																																																																																										
元請名称		会社名																																																																																										
		代表者名																																																																																										
工事名称及び 工事内容																																																																																												
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日																																																																																									
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日																																																																																									
	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																									
	工事業 大臣 知事 特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																									
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																								
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入																																																																																								
	適用除外	適用除外	適用除外																																																																																									
事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																								
監督員名		安全衛生 責任者名																																																																																										
権限及び 意見申出方法		安全衛生 推進者名																																																																																										
現 場 代理人名		雇用管理 責任者名																																																																																										
権限及び 意見申出方法		専 門 技術者名																																																																																										
主 任 技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容																																																																																										
資 格 内 容		担 当 工事内容																																																																																										
有	無	外国人建設就労者の従 事の状況(有無)	有	無																																																																																								

令和元年度土木工事共通仕様書新旧対照表

編 章 節 条 項					現行条文 (平成30年度版)	編 章 節 条 項					新条文 (令和元年度版)	改定理由																																																																																																																																																																																																																																															
様式-13					<p>《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td colspan="3"></td> <td>代表者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>契約日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>至</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業の 許 可</td> <td colspan="2">施工に必要な許可業種</td> <td colspan="2">許 可 番 号</td> <td colspan="2">許 可 (更新) 年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="3">保険加入の 有無</td> <td colspan="2">健康保険</td> <td colspan="2">厚生年金保険</td> <td colspan="2">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="2">適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td colspan="2">営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td colspan="2">雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">現 場 代理人名</td> <td rowspan="2">権限及び 意見申出方法</td> <td>安全衛生 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主 任 技術者名</td> <td rowspan="2">専 任 非専任</td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資 格 内 容</td> <td colspan="2">資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>外国人建設就労者の 従事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※添付書類 ・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し</p> </div>	会社名				代表者名				住 所								工事名称及び 工事内容								工 期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日		至	平成	年	月	日						建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許 可 (更新) 年月日		工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入	適用除外		適用除外		適用除外		事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		現 場 代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生 責任者名		安全衛生 推進者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名		専 門 技術者名		資 格 内 容	資 格 内 容			担 当 工事内容			外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無	様式-13	<p>《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td colspan="3"></td> <td>代表者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>契約日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>至</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業の 許 可</td> <td colspan="2">施工に必要な許可業種</td> <td colspan="2">許 可 番 号</td> <td colspan="2">許 可 (更新) 年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="3">保険加入の 有無</td> <td colspan="2">健康保険</td> <td colspan="2">厚生年金保険</td> <td colspan="2">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> <td>加入</td> <td>未加入</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="2">適用除外</td> <td colspan="2">適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td colspan="2">営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td colspan="2">雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">現 場 代理人名</td> <td rowspan="2">権限及び 意見申出方法</td> <td>安全衛生 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主 任 技術者名</td> <td rowspan="2">専 任 非専任</td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資 格 内 容</td> <td colspan="2">資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1号特定技能外国人の 従事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>外国人建設就労者の従 事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況(有無)</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※添付書類 ・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し</p> </div>	会社名				代表者名				住 所								工事名称及び 工事内容								工 期	自	年	月	日	契約日	年	月	日		至	年	月	日					建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許 可 (更新) 年月日		工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日	健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入	適用除外		適用除外		適用除外		事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		現 場 代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生 責任者名		安全衛生 推進者名		主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名		専 門 技術者名		資 格 内 容	資 格 内 容			担 当 工事内容			1号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従 事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無	基準類の改定 に伴う修正
会社名				代表者名																																																																																																																																																																																																																																																							
住 所																																																																																																																																																																																																																																																											
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																																																																											
工 期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																	
	至	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																						
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許 可 (更新) 年月日																																																																																																																																																																																																																																																						
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																		
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																																																					
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入																																																																																																																																																																																																																																																				
		適用除外		適用除外		適用除外																																																																																																																																																																																																																																																					
事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																																																																						
現 場 代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生 責任者名																																																																																																																																																																																																																																																									
		安全衛生 推進者名																																																																																																																																																																																																																																																									
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名																																																																																																																																																																																																																																																									
		専 門 技術者名																																																																																																																																																																																																																																																									
資 格 内 容	資 格 内 容																																																																																																																																																																																																																																																										
	担 当 工事内容																																																																																																																																																																																																																																																										
外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無																																																																																																																																																																																																																																																						
会社名				代表者名																																																																																																																																																																																																																																																							
住 所																																																																																																																																																																																																																																																											
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																																																																											
工 期	自	年	月	日	契約日	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																			
	至	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																							
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許 可 (更新) 年月日																																																																																																																																																																																																																																																						
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																			
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																			
健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																																																					
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入																																																																																																																																																																																																																																																				
		適用除外		適用除外		適用除外																																																																																																																																																																																																																																																					
事業所整理 記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																																																																						
現 場 代理人名	権限及び 意見申出方法	安全衛生 責任者名																																																																																																																																																																																																																																																									
		安全衛生 推進者名																																																																																																																																																																																																																																																									
主 任 技術者名	専 任 非専任	雇用管理 責任者名																																																																																																																																																																																																																																																									
		専 門 技術者名																																																																																																																																																																																																																																																									
資 格 内 容	資 格 内 容																																																																																																																																																																																																																																																										
	担 当 工事内容																																																																																																																																																																																																																																																										
1号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従 事の状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有	無																																																																																																																																																																																																																																																			